

すぎと

男女共同参画プラン（第6次）

【素案】

令和7年11月
杉戸町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画策定の背景	3
3 計画の位置付け	6
4 計画の期間	6
第2章 杉戸町の現状と課題	7
1 杉戸町の現状	8
2 すぎと男女共同参画プラン（第5次）の取組と課題	11
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 基本理念	18
2 施策の体系	19
3 数値目標一覧	21
第4章 施策の展開	23
基本目標Ⅰ みんなが尊重しあうまちづくり	24
基本目標Ⅱ みんなが社会で活躍するまちづくり	30
基本目標Ⅲ みんなが安心して暮らせるまちづくり	39
第5章 計画の推進	47
資料編	49
用語の解説	50

◆文中に*を付した語句については、50ページ以降の「用語の解説」をご参照ください。

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

わが国では、日本国憲法にうたわれている個人の尊重と法の下の平等の理念のもと、国際連合（以下「国連」という。）を中心とした世界的規模の取組と連動しながら、男女共同参画社会の実現を目指し、時代に合わせて様々な取組が進められてきました。

これまでの取組により、指導的地位への女性の参画拡大や、仕事と家庭の両立支援の充実などにより、*M字カーブの底の改善等の一定の成果を上げてきました。しかし、依然として「男は仕事、女は家庭」のような*固定的な性別役割分担意識が根強く残り、それに伴う社会慣行や制度が、男女間における賃金格差や指導的立場への男性への偏重など、様々な分野に不平等な状況をもたらしています。また、女性が非正規雇用に転換する傾向が強い*L字カーブなどの新たな問題も発生しています。非正規労働者の増加や貧困・格差の拡大、少子高齢化といった社会問題は、男女間の不平等と無関係ではありません。

さらに、*ドメスティック・バイオレンス（DV）や若年層における交際相手からの暴力（いわゆるデートDV）、*リベンジポルノ、職場や学校などあらゆる場面におけるハラスメントといった人権侵害も深刻な問題として認識されています。これらの課題に引き続き取り組むとともに、多様な性のあり方への理解と尊重、*性的指向や*性自認に関する差別（*SOGIハラ）の防止など、新たな課題への対応も求められています。

また、近年頻発する大規模な自然災害の経験を踏まえ、避難所運営や防災組織への女性の参画促進、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興対策の確立が不可欠となっています。

平成11年（1999年）に公布・施行された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会は「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。この理想の社会を実現するためには、女性に焦点を当てた取組だけでなく、男性、管理職、事業者を含めた社会全体が、意識を変え、行動することが重要です。

男女共同参画社会の実現は、我が国において極めて重要な課題であり、今後、住民の身近にある地方自治体における取組がより一層重要になると考えられます。

この計画は、令和3年（2021年）3月に策定した「すぎと男女共同参画プラン（第5次）」によるこれまでの取組を踏まえ、引き続き取り組むべき課題や、社会情勢の変化から生じた新たな課題に適切に対応し、杉戸町の男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

(1) 世界の動き

国連は、昭和 50 年（1975 年）を「国際婦人年」と定め、女性の地位向上を求める取組を進めてきました。

平成 7 年（1995 年）に北京で開催された第 4 回世界女性会議では「北京宣言」と「行動綱領」が採択され、女性の*エンパワーメントのための具体的な指針が示されました。令和 7 年（2025 年）はその北京会議から 30 年の節目である「北京+30」にあたり、同年 3 月に開催された第 69 回国連女性の地位委員会では、これまでの進捗状況と残された課題が議論されました。

平成 27 年（2015 年）の国連サミットで採択された「*持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、17 の目標と 169 のターゲットから成る「*持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。そのうち目標 5 には、「*ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」がうたわれており、この計画と関わりが深い項目となっています。また、令和元年（2019 年）には国際労働機関（ILO）が、職場における暴力やハラスメントを全面的に禁止する初の国際条約を採択しました。これにより、労働環境におけるジェンダー平等の確保が、より強く求められるようになりました。

(2) 国の動き

わが国では、昭和 60 年（1985 年）に「男女雇用機会均等法」を公布し、女性差別撤廃条約の批准に向けて法整備を進めました。そして、平成 11 年（1999 年）には、男女共同参画を国の最重要課題と位置づける「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

この基本法に基づき、平成 12 年（2000 年）に「男女共同参画基本計画」が策定されて以来、社会情勢に合わせて計画は見直され、その都度、新たな課題への対応が図られています。現在、男女共同参画の推進に関する施策は、令和 7 年（2025 年）12 月に策定（予定）された「第 6 次男女共同参画基本計画」に基づき、総合的かつ計画的に推進されています。

また、近年では平成 30 年（2018 年）に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、政治分野におけるジェンダー平等の実現を目指す動きが加速しました。さらに令和 6 年（2024 年）には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、女性が抱える複合的な課題への支援体制が強化されています。

しかし、令和 6 年（2024 年）に発表された「グローバル・ジェンダー・ギャップ指数」では、日本は 148 か国中 118 位と依然として低い順位にあります。特に「政治分野」や「経済分野」での格差が課題として指摘されており、さらなる取組の推進が求められています。

（3）埼玉県の動き

埼玉県では、昭和 55 年（1980 年）に「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」を策定して以来、男女共同参画社会の実現に向けた取組を長きにわたって進めてきました。

その取組は、平成 12 年（2000 年）3 月に制定された「埼玉県男女共同参画推進条例」によってさらに強化され、全国の自治体の中でも早い時期に法的な基盤を確立しました。現在は、令和 4 年度（2022 年度）から令和 8 年度（2026 年度）を計画期間とする「埼玉県男女共同参画基本計画」に基づき、多様な施策を総合的かつ計画的に推進しています。

活動の拠点として、平成 14 年（2002 年）4 月に設置された「男女共同参画推進センター（With You さいたま）」は、相談窓口やセミナーを通じて県民の支援を続けています。さらに、結婚や出産で離職した女性の再就職をサポートするため、「埼玉県女性キャリアセンター」も同センター内に設けられています。

令和 4 年（2022 年）7 月には「埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例」が施行され、県、県民及び事業者が相互に連携し、性の多様性を尊重する環境づくりを進めています。性的指向や性自認にかかわらず一人ひとりが尊重される社会の実現を目指しています。

(4) 町の動き

杉戸町では男女共同参画の実現を目指し、平成13年（2001年）3月に本計画の第1次計画である「すぎと男女共同参画プラン」を策定しました。策定後は社会情勢に合わせながら5年毎に見直し、様々な施策を継続的に行ってきました。

平成23年（2011年）3月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を含んだ「すぎと男女共同参画プラン（第3次）」策定しました。

平成28年（2016年）3月には、「すぎと男女共同参画プラン（第4次）」を策定し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を盛り込み、働きたい女性が十分に能力を発揮して働く社会の実現を目指しています。

令和3年（2021年）3月の「すぎと男女共同参画プラン（第5次）」（以下「第5次プラン」という。）では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村計画として位置付けました。

今回策定の「すぎと男女共同参画プラン（第6次）」は、新たに施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村計画として位置づけます。また、策定するに先立ち、これまでの取組の成果や町民の意識などを把握するため、令和6年（2024年）9月に「男女共同参画に関する住民意識調査」（以下「意識調査」という。）を実施しました。さらに、「杉戸町男女共同参画社会づくり懇話会」（以下「懇話会」という。）を開催することで、町民の意見を取り入れるとともに、国や県の動向を踏まえ、本計画を策定しました。

3

計画の位置付け

- (1) この計画は、男女共同参画社会の実現を目指して、町が行う施策の基本方針を示す行政計画であると同時に、町民及び町内の事業所が主体的に行動することも含めた計画です。
- (2) この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び国の「第6次男女共同参画基本計画」、「埼玉県男女共同参画推進条例」並びに「埼玉県男女共同参画基本計画」の内容を踏まえ策定したものです。
- (3) この計画は、「第6次杉戸町総合振興計画」及び関連計画との整合性を図り策定したものです。
- (4) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置付けます。
- (5) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- (6) この計画は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく市町村推進計画として位置付けます。
- (7) この計画は、「意識調査」の結果や「懇話会」及び「パブリック・コメント」等の町民の意見を尊重し策定したものです。

4

計画の期間

この計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

なお、社会経済環境の変化や男女共同参画に関する新たな課題への対応の必要性、計画の進捗状況など必要に応じて、計画の見直しを行います。

第2章 杉戸町の現状と課題

(1) 人口と世帯数の推移の動向

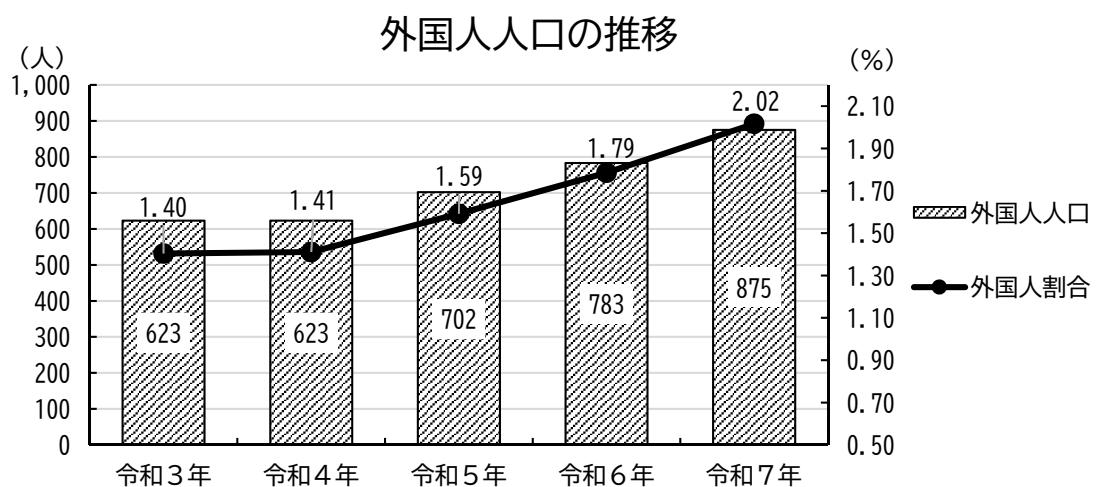
令和7年（2025年）4月1日現在、人口は43,392人、世帯数は20,349世帯となっています。町の人口は減少傾向ですが、世帯数は増加傾向にあります。



資料：丁・字別男女別人口一覧（各年4月1日）

(2) 外国人人口の推移の動向

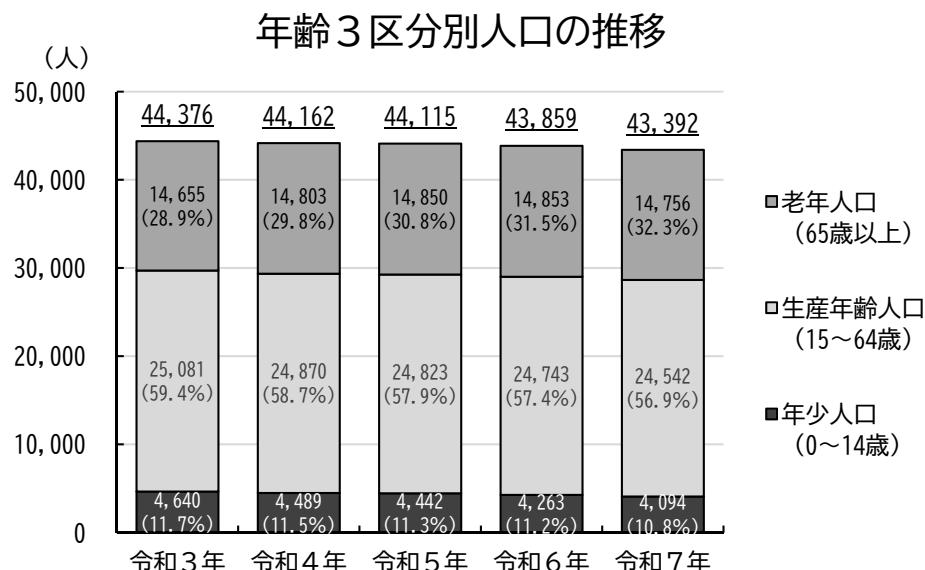
町の外国人人口は増加傾向にあり、令和7年（2025年）4月1日現在、875人となっており、町の人口に占める割合は2.02%となっています



資料：丁・字別男女別人口一覧（各年4月1日）

(3) 年齢3区別人口の推移と構成比

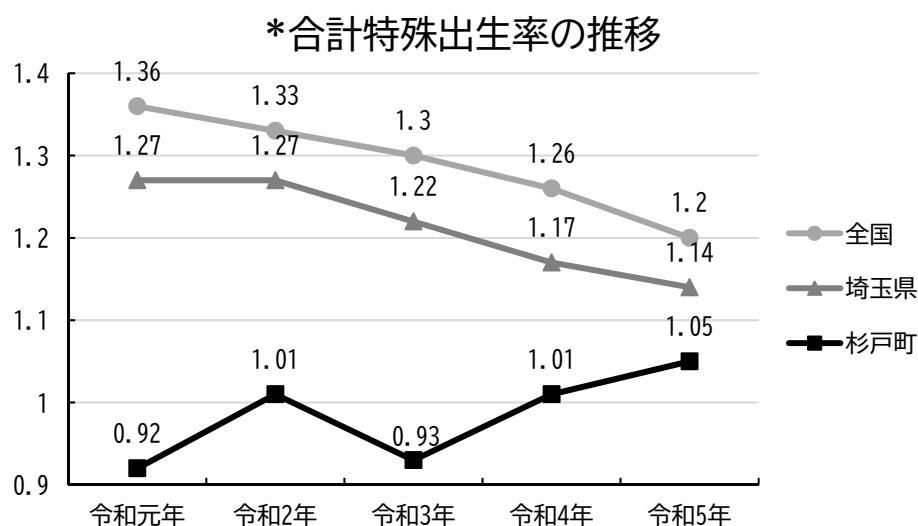
年齢3区別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が減少しています。老人人口（65歳以上）は大きな変化はありませんが、町の人口に対する割合は増加しています。



資料：年齢別男女別人口一覧（各年4月1日）

(4) *合計特殊出生率の推移

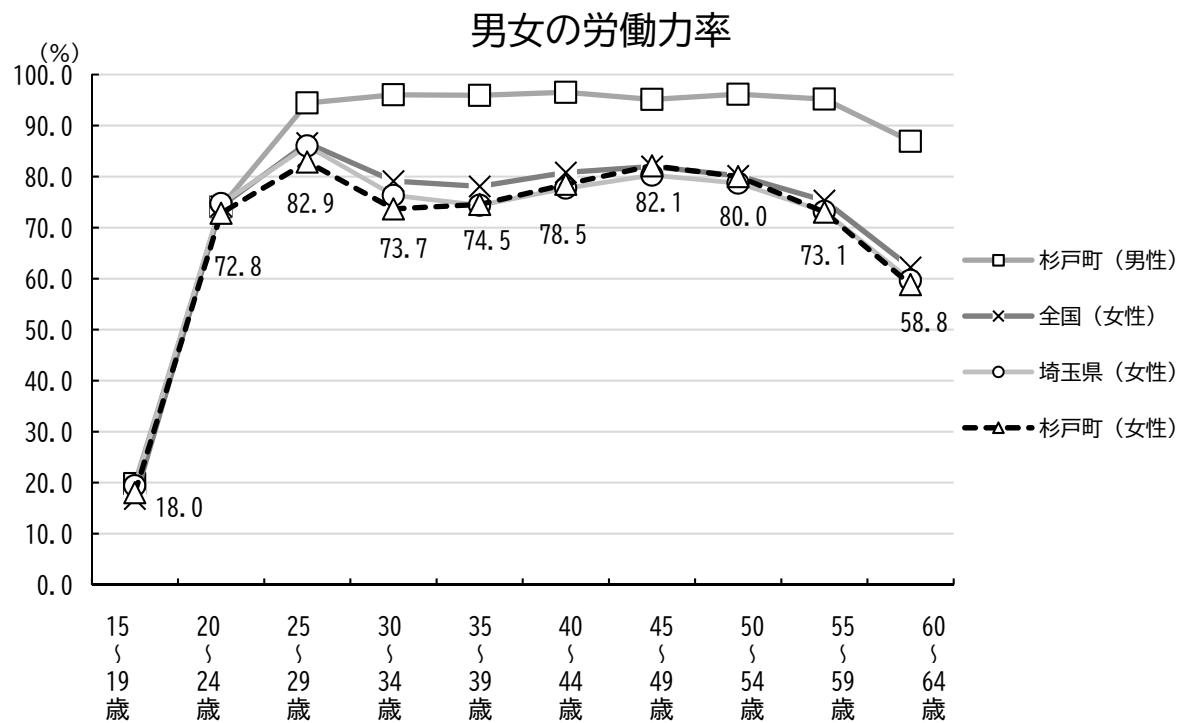
町の合計特殊出生率は、令和3年（2021年）は一時的減少したものの、翌年には元の水準に戻り、全体的には増加傾向にあります。全国や埼玉県と比較すると、全体的に低い水準となっていますが、令和5年時点の町の合計特殊出生率は1.05となっており、減少傾向にある全国や埼玉県の数値に近づいています。



資料：統計すぎと

(5) 男女の*労働力率

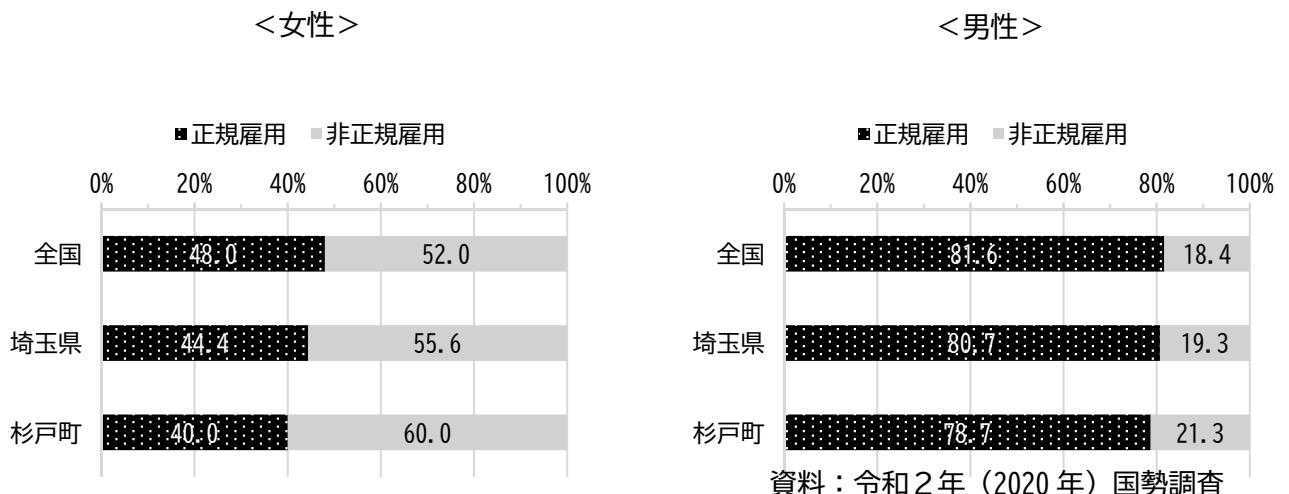
町の女性の5歳階級別の労働力率をみると、25～29歳と45～49歳で8割を超えていますが、その間の30～44歳は8割を下回っており、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。また、町の女性の労働力率は、24歳までは男性と同水準ですが、それ以降は男性が大きく上回っています。一方で、全国の女性や埼玉県の女性と同水準となっています。



資料：令和2年（2020年）国勢調査

(6) 男女別雇用形態

就業者の従業上の地位をみると、女性では正規雇用が40.0%、非正規雇用が60.0%を占めています。男性では正規雇用が78.7%、非正規雇用が21.3%となっています。



すぎと男女共同参画プラン（第5次）の取組と課題

前期計画である「すぎと男女共同参画プラン（第5次）」における事業の取組や、設定した指標目標の達成度を把握し、「すぎと男女共同参画プラン（第6次）」に向けての現況と課題を整理します。

■基本目標Ⅰ みんなが尊重しあうまちづくり

[指標達成状況]

指 標 項 目	前回値	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	達成 状況
固定的な性別役割分担意識 「男は仕事、女は家庭」という考え方を見直す人の割合	60.9% (令和元年度住民意識調査)	57.3%	70%	▼
男女平等の意識 家庭生活において、「平等になっている」と回答した割合 (女性)	27.9% (令和元年度住民意識調査)	27.8%	33%	▼
検診の充実 ①乳がん検診の受診率 ②子宮頸がん検診の受診率	①18.2% ②19.1%	①16% ②18.4%	①20% ②20%	▼ ▼

※前回値は、令和2年（2020年）3月31日時点となっています。

※達成状況は、「○：目標達成」、「○：改善（前回値を上回る）」、「△：変化なし（前回値と同じ）」、「▼：低下（前回値を下回る）」となっています。

【主な取組】

- ◇ 町民に対して講座などを開催し、男女共同参画に関する情報の周知や意識啓発に努めました。令和6年度（2024年度）に実施した意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識について、賛同しない人の割合は過半数を超えていましたが、前回調査（令和元年度（2019年度））からは減少し、目標値を下回りました。また、家庭生活において、「平等になっている」と回答した女性の割合は、前回調査とほぼ変化していません。
- ◇ 児童生徒が個性や能力を生かし、主体的に進路を選択できるよう、中学生の職場体験学習「社会体験チャレンジ」や、小学校、中学校、高等学校の系統的なキャリア教育を実施するために、児童生徒が12年間、自身の学習経験や活動を記録する「キャリア・パスポート」の取組を行いました。
- ◇ 新型コロナウイルスの影響で乳がん検診と子宮がん検診の受診率が低下していましたが、現在はその影響もなくなり、徐々に受診率は上昇してきています。子育て中の母親が受診できるよう保育士による保育を行うなど、受診率向上に向けた取組を行いました。

【主な課題】

- ◇ 意識調査では、固定的な性別役割分担意識や男女平等意識が前回調査の割合から改善が見られませんでした。また、男女共同参画情報紙「You&I」の認知度が、前回調査から低下しています。引き続き、住民の男女共同参画意識の向上に努める必要があります。
- ◇ 疾病の早期発見及び早期治療を目指し、女性特有のがんである乳がん検診や子宮頸がん検診の無料クーポン券を配布する等、検診の充実に努めていますが、受診率が低い状況にあります。そのため、今後、受診率の向上を図り、生涯を通じた健康支援に努める必要があります。

■基本目標II みんなが社会で活躍するまちづくり

[指標達成状況]

指 標 項 目	前回値	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	達成 状況
実際の夫婦の役割分担 夫婦ともに仕事・家事・育児・介護を行うと答えた割合 (女性)	26.6% (令和元年度住民意識調査)	24.5%	30%	▼
子育て支援の充実 子育て世代包括支援センターの年間利用者数	787人	1,360人 (令和5年度) *	825人	◎
ファミリー・サポート・センターの年間利用件数	3,066件	925件	3,219件	▼
待機児童数 ①保育園 ②放課後児童クラブ	① 18人 ② 28人 (令和2年4月1日)	① 0人 ② 0人	① 0人 ② 0人	◎ ◎
ママパパ教室の充実 ママパパ教室における男性の参加率	33.9%	40%	35%	◎
起業者への支援 ①経営に参画する女性農業者数 ②新規女性創業件数	① 50人 ② -	① 37人 ② 22件	① 57人 ② 8件	▼ ◎
政策・意思決定過程への女性の登用 審議会等委員への女性の登用率	29.4%	32.1%	40%	○
女性人材リスト登録者数	15人	16人	20人	○
女性職員の管理職への積極的登用 役場の管理職に占める女性の割合	15.9%	12.9%	22%	▼

※前回値は、令和2年（2020年）3月31日時点となっています。

※達成状況は、「◎：目標達成」、「○：改善（前回値を上回る）」、「△：変化なし（前回値と同じ）」、「▼：低下（前回値を下回る）」となっています。

※令和6年にこども家庭センターが開設され、子育て世代包括支援センターは統合されました。

【主な取組】

- ◇SNS で子育て支援センター等の活動の様子を発信し、利用の促進に努め、特に父親の利用促進を狙ったイベント「パパと遊ぼう」を土曜日に開催しました。夫婦で協力して育児に取り組むため「ママパパ教室」を日曜日に開催するなどして、参加しやすい日時に設定するなどの工夫を行いました。また、「ママパパ教室」における男性の参加率は、令和元年度（2019 年度）から大幅に上昇し、目標値を上回りました。若い世代には、夫婦ともに子育てをすることが浸透してきていることがわかります。
- ◇私立保育園の増設や、町立保育園での預かり保育開始などの、保育サービスの充実を図りました。そのため、保育園、放課後児童クラブともに待機児童は0人となっています。
- ◇令和3年度（2021 年度）から男女共同参画情報誌「しごとのこころ」を発行し、町の女性起業者の取組について情報発信を行いました。女性の活躍を*見える化することで、女性起業者の掘り起こしを行い、女性活躍の拡大を促進しました。
- ◇女性の新規創業件数は第5次プラン策定時より大きく増加しており、起業への意欲を持つ女性が多いことがわかります。女性の起業を支援するため、宮代町と共同で、起業総合支援の実施や、空き店舗棟活用事業補助金の交付などを行いました。
- ◇女性農業者の経営安定化のため、農産物の生産・加工・販売を手掛ける6次産業化にチャレンジする女性就農者や、「明日の農業担い手育成杉戸塾」で研修を重ね、将来、当町で新規就農を目指す塾生への支援を実施しました。

【主な課題】

- ◇男性の育児参加が進む一方で、意識調査では実際の夫婦の役割分担について、夫婦ともに仕事・家事・育児・介護を行うと答えた女性の割合が3割以下となっており、依然として家事・育児・介護などの家庭における役割は女性の負担が大きくなっています。引き続き、男性の家庭への参画を促進する取組が必要です。
- ◇ファミリー・サポート・センターのサービスの提供会員が高齢化等により激減し、サービスの提供が困難となってきています。提供会員を増やすための取組が重要です。
- ◇経営に参画する女性農業者数は、第5次プラン策定時よりも大幅に減少しています。高齢化や担い手不足、物価高騰などにより、経営維持が困難となり、女性に限らず農業従事者は減少しています。町では「明日の農業担い手育成杉戸塾」や「農のサポーター育成塾」などを運営していますが、農業に関心を持つ人への支援に関する一層の取組が必要です。
- ◇役場の管理職に占める女性の割合は、第5次プラン策定時よりも減少しています。毎年、女性のキャリアについての研修を行っていますが、昇任試験を受ける女性は減少しています。今のライフスタイルを変えたくないという女性の意見が多く、職員の意識改革が必要となっています。

■基本目標Ⅲ みんなが安心して暮らせるまちづくり

[指標達成状況]

指 標 項 目	前回値	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	達成 状況
高齢者の生きがい支援 シニアサロン立ち上げ数	21 団体	25 団体	25 団体	◎
女性に対する暴力防止 「女性相談窓口」を知っていると回答した割合 <small>(令和元年度住民意識調査)</small>	27.8%	29.2%	50%	○
女性相談窓口の稼働率	62%	69%	70%	○
自主防災組織への女性の参画 の促進 女性防災士の人数	2人	2人	5人	△

※前回値は、令和2年（2020年）3月31日時点となっています。

※達成状況は、「◎：目標達成」、「○：改善（前回値を上回る）」、「△：変化なし（前回値と同じ）」、「▼：低下（前回値を下回る）」となっています。

【主な取組】

- ◇高齢者の健康づくり、生きがいづくりのため、「げんき SUGI 体操」の普及など、老人クラブやシニアサロンの活動を支援しました。シニアサロンの立ち上げ数は、目標値を達成し、25か所になりました。
- ◇町民や役場職員を対象に、女性に対する暴力防止に関する研修や講座等を実施しました。また、DV被害者ネットワーク会議を開催するなど関係機関と連携し、DV被害者の保護と自立への支援体制を充実させました。
- ◇DVをはじめとする女性の悩みについて、相談体制を充実するため、女性相談員やカウンセラーによる相談を実施しました。また、役場関係各課をはじめ、福祉事務所や警察などの関係機関と連携を図り、DV防止と被害者の支援に取り組みました。

【主な課題】

- ◇意識調査では、「杉戸町女性相談窓口」の認知度は約3割にとどまっており、長年、認知率が低い状況が続いている。窓口の周知に努め、認知度を上げて必要な人が利用できるようにすることが必要です。
- ◇「杉戸町女性相談窓口」で受けた相談のうち、DVに関する相談は6割以上を占めています。意識調査でもDVの被害経験があるとの回答が依然として見受けられることから、男女ともに、DVについての正しい理解と意識啓発を促進し、DVの根絶に取り組む必要があります。
- ◇近年、大規模な自然災害が頻発しており、避難所の開設・運営、環境整備におけるニーズにこたえるためには、女性の視点を取り入れることが必要不可欠です。防災力の向上には男女ともに参画することが重要です。

第3章 計画の基本的な考え方

基本理念

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、その実現を21世紀における最重要課題と位置付けています。

わが国では、今後さらなる少子高齢化・人口減少に直面し、それに伴う経済成長力の低下、さらに人間関係の希薄化など、社会情勢が大きく変動していくことが見込まれます。このような社会情勢の変化に対応するためには、男性の家庭への参画促進や、あらゆる分野の意思決定過程への女性の参画、多様な視点を取り入れた地域づくりなど、だれもが互いに認め合い、協力していくことが重要となります。

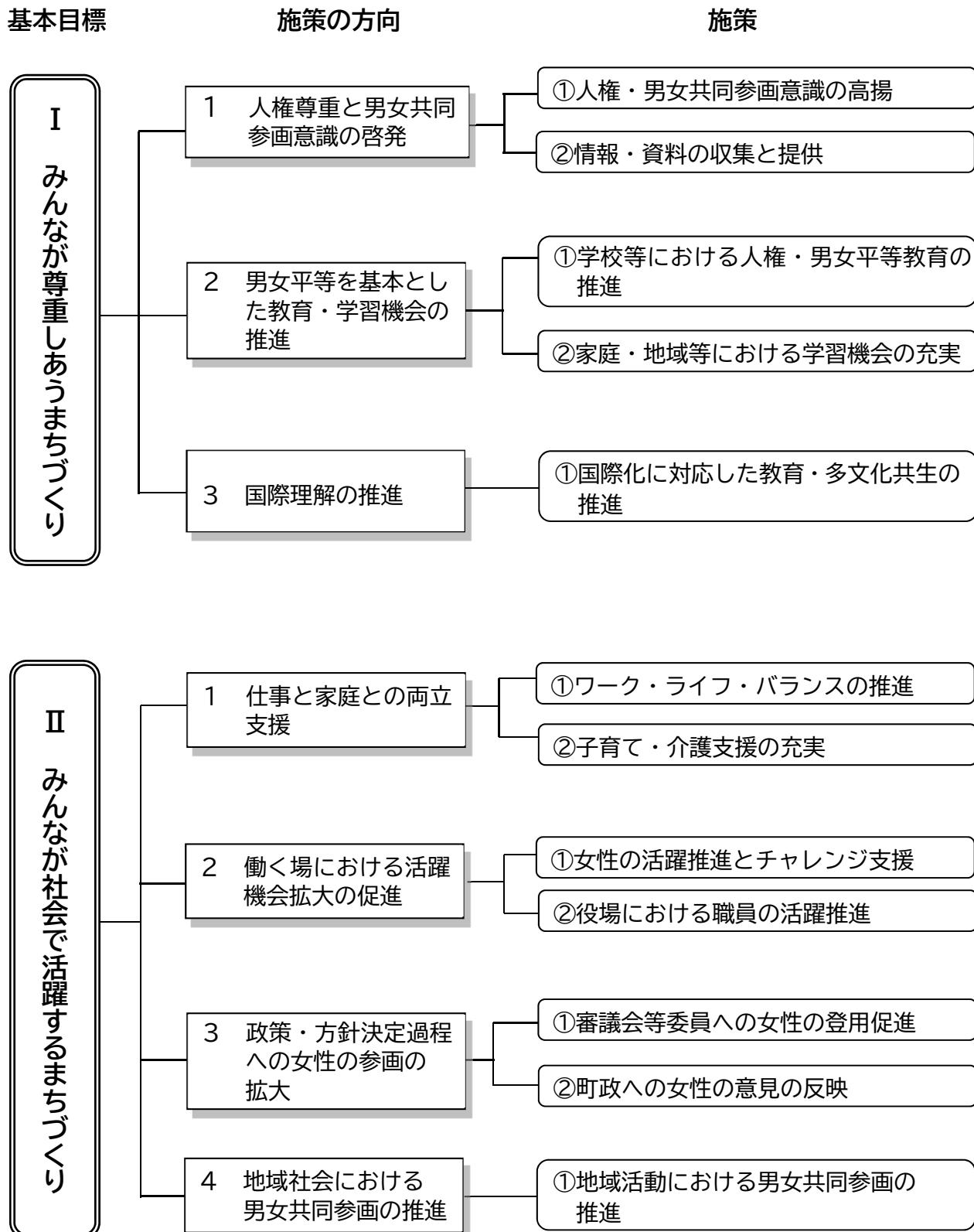
杉戸町では、すべての人があたたかくおもてなし、多様な生き方や価値観を認め合えるまちづくりを目指します。

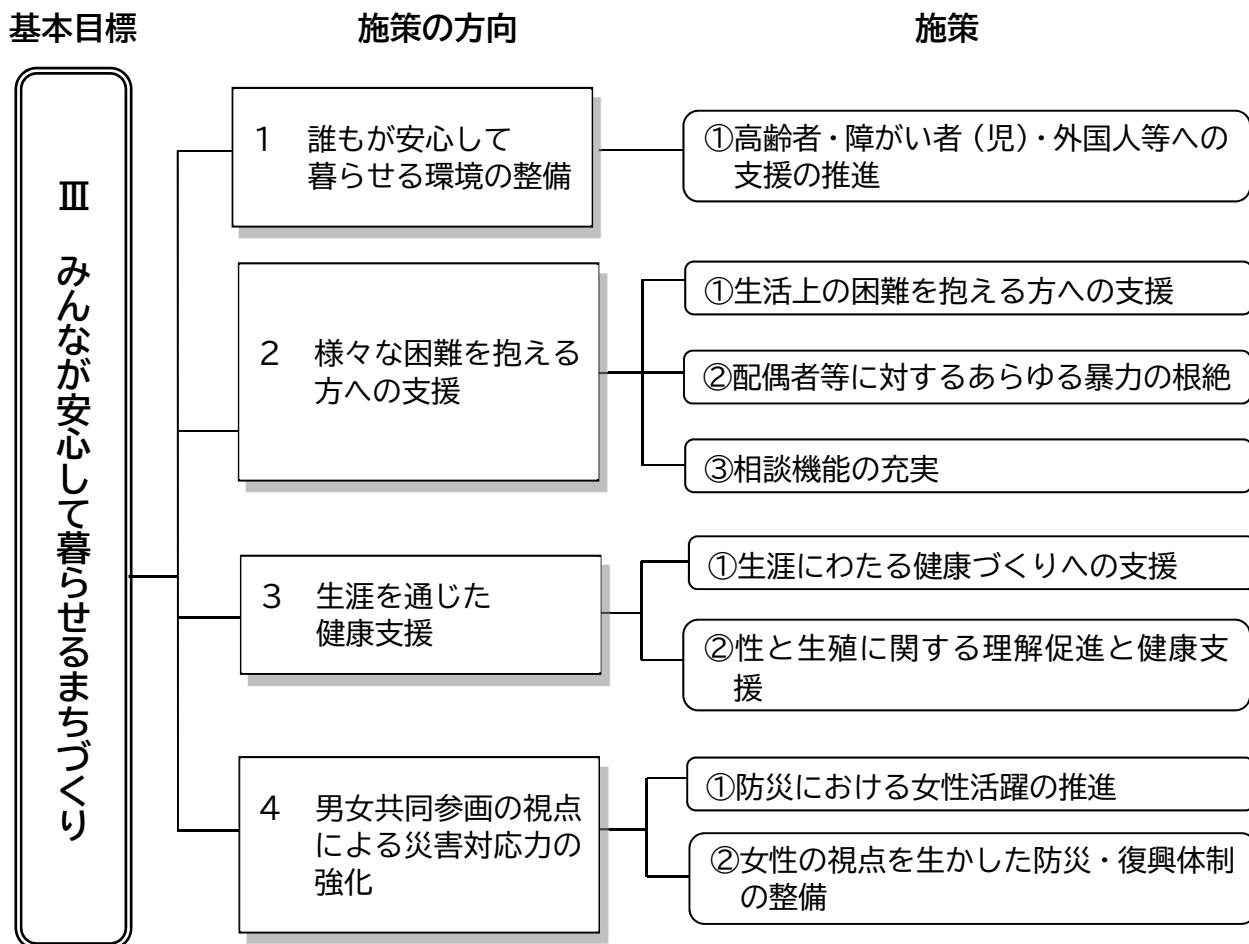
そこで、

自分らしさを認め合い、一人ひとりが輝けるまち

を基本理念とし、男女共同参画社会実現に向けての取組を推進します。

施策の体系





※基本目標Ⅱ 施策の方向2は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村計画に位置付けています。

※基本目標Ⅲ 施策の方向2は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村計画に位置付けています。

3

数値目標一覧

本計画に基づく施策を推進するために、各基本目標に指標を設定し、進捗状況を管理します。

■基本目標Ⅰ みんなが尊重しあうまちづくり

新規	指 標 項 目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
	固定的な性別役割分担意識 「男は仕事、女は家庭」という考え方を見直す人の割合	57.3% (住民意識調査)	70%
	男女平等の意識 家庭生活において、「平等になっている」と回答した割合（女性）	27.8% (住民意識調査)	33%

■基本目標Ⅱ みんなが社会で活躍するまちづくり

新規	指 標 項 目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
	実際の夫婦の役割分担 夫婦ともに仕事・家事・育児・介護を行ったと答えた割合（女性）	24.5% (住民意識調査)	30%
○	子育て支援の充実 ①子育て交流会パパと遊ぼうの参加人数	51人	75人
	②待機児童数 A) 保育園 B) 放課後児童クラブ	A) 0人 B) 0人	A) 0人 B) 0人
	ママパパ教室の充実 ママパパ教室における男性の参加率	40%	45%
	起業者への支援 新規女性創業件数	22件	32件
	政策・意思決定過程への女性の登用 ①審議会等委員への女性の登用率 ②女性人材リスト登録者数	32.1% 16人	40% 20人
○	働きやすい職場環境 ①男性職員の育児休暇取得率	① 50% (令和3～6年度平均取得率)	① 85%
○	②配偶者出産休暇と育児参加休暇の平均取得日数	② 2日	② 5日
	女性職員の管理職への積極的登用 役場の管理職に占める女性の割合	12.9%	22%

*年度によって取得人数に大きな差があるので、第5次プラン中（令和3～6年度）の実績の平均値となっています。

■基本目標Ⅲ みんなが安心して暮らせるまちづくり

新規	指標項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
○	女性に対する暴力防止 ①「女性相談窓口」を知っていると回答した割合（女性）	① 35% (住民意識調査)	① 50%
	②DVの防止研修・啓発講座等受講者の理解度	② 84%	② 90%
	検診の充実 ①乳がん検診の受診率	① 16%	① 20%
	②子宮頸がん検診の受診率	② 18.4%	② 20%
	自主防災組織への女性の参画の促進 女性防災士の人数	2人	5人

第4章 施策の展開

現状と課題

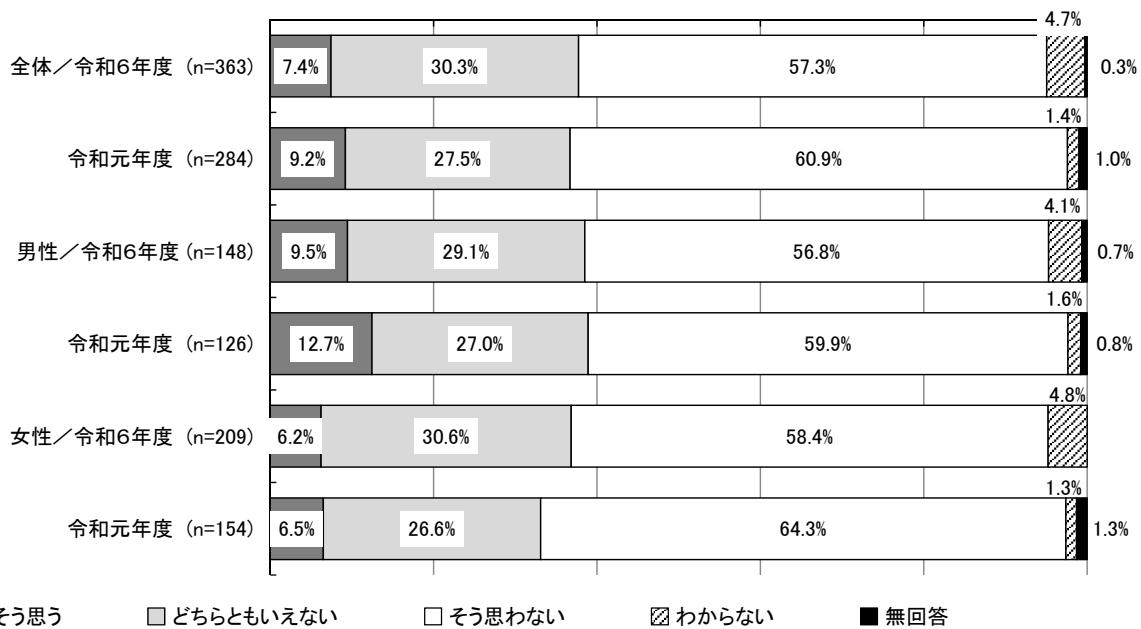
男女共同参画社会とは、すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です。しかしながら、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が、男女共同参画社会の実現における大きな障壁の一つとなっています。固定的な性別役割分担意識は、近年では解消傾向にありますが、依然として家事・育児・介護といった家庭内の負担は、女性に大きく偏っているのが現状です。

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みは、幼少の頃から長年にわたり形成され、親や学校の先生などの身近な人間関係から影響を受けていると考えられています。そのため、幼少期から発達段階に応じて、人権尊重・男女平等の視点に立った指導や教育を行い、性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要です。成人に対しても、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けた取組を行う必要があります。

また、性別だけでなく、性的指向、性自認、人種、年齢など、個々人が持つ様々な違いや個性を理解し、尊重しあうこととも必要です。

国・県・町の男女共同参画施策は、国連をはじめとする国際的な動きと連動して進められています。そのため、国際社会での男女共同参画の課題や取組、日本とは異なる男女の役割や家族のあり方などを知り、理解することも大切です。国際理解の促進に努めるとともに、男女共同参画の国際的な動向について情報を収集し、提供に努めます。また、町内に在住する外国人が暮らしやすい環境を整備し、地域における交流活動を支援します。

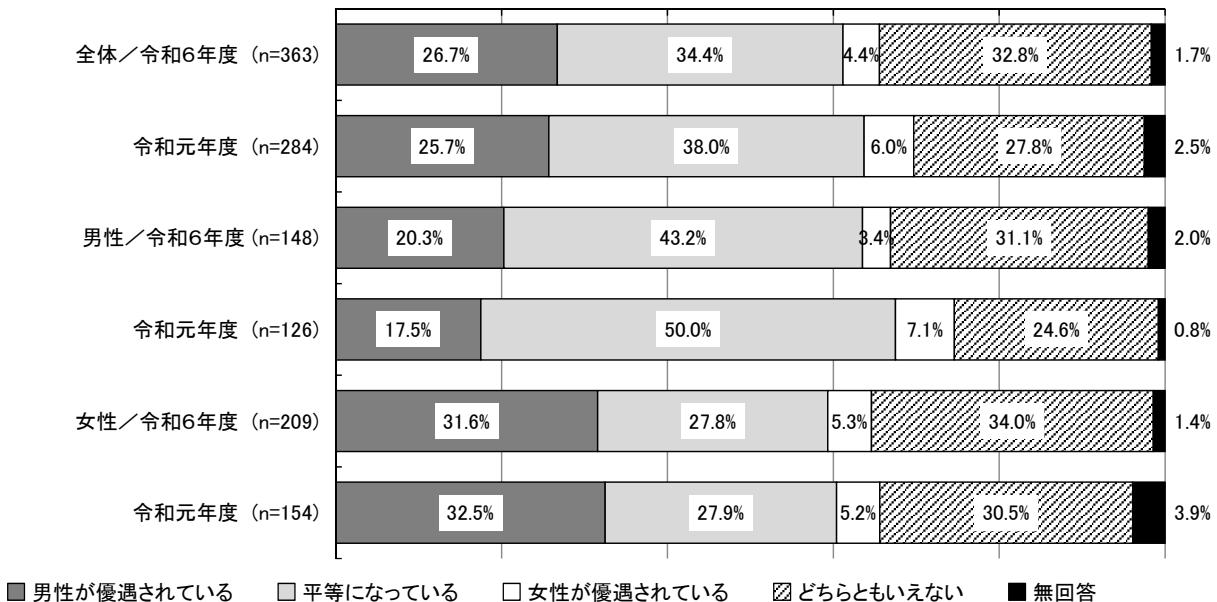
■ 「男は仕事、女は家庭」という考え方



資料：令和6年度（2024年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

「そう思わない」と感じる人の割合は、令和元年度調査結果から減少していますが、57.3%と過半数を占めており、固定的な性別役割分担意識が解消傾向にあることがうかがえます。しかし、「そう思う」と感じる人の割合を見ると、男性の方が女性より「そう思う」と感じる人が多く、考え方による男女差が見られます。

■ 家庭生活における男女平等の意識



資料：令和6年度（2024年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

【家庭生活の場】で「平等になっている」は、令和元年度調査結果から男女とも減少しています。また、女性の方が男性より「男性が優遇されている」と感じる人が多く、女性の方が不平等感を感じています。

数値目標

(再掲)

新規	指標項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
	固定的な性別役割分担意識 「男は仕事、女は家庭」という考え方を見直す人の割合	57.3% (住民意識調査)	70%
	男女平等の意識 家庭生活において、「平等になっている」と回答した割合（女性）	27.8% (住民意識調査)	33%

施策の方向1 人権尊重と男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会の実現には、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識の解消が不可欠です。性別や性的指向・性自認に関わらず、互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できるよう、人権尊重の意識を社会全体で高める取組を進めます。講座や研修会の実施、広報紙等を活用した情報発信を通じた啓発活動を推進し、国や県の動向や先進事例などの情報も提供することで、町全体の意識改革と環境づくりを進めていきます。

◆施策①人権・男女共同参画意識の高揚

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

番号	事業	推進区分	担当課等
1	人権・男女共同参画意識に関する講座等の開催 基本的人権や男女共同参画についての認識を深められるよう、研修会や講演会、街頭啓発を含めた幅広い啓発活動を行います。	継続 重点	人権・男女共同参画推進課 社会教育課
2	性の多様性への理解促進 多様な性の在り方への理解を深めるために、講座や研修等を実施し、人権意識の高揚を図ります。	継続 重点	人権・男女共同参画推進課
3	男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 広報紙、町ホームページ等の各種媒体を活用し、町民への啓発活動を行います。また、媒体に使用するイラスト等は、男女共同参画の視点に立った表現とし、町民意識の高揚を図ります。	継続	人権・男女共同参画推進課 秘書広報課

◆施策②情報・資料の収集と提供

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

番号	事業	推進区分	担当課等
4	男女共同参画情報の発信 男女共同参画に関する意識啓発と情報提供を行うため、すばと男女共同参画推進町民スタッフ会議を開催し、町民と連携しながら、男女共同参画に関する情報を「You&I」等で発信します。	継続	人権・男女共同参画推進課
5	男女共同参画の関連情報の収集と提供 男女共同参画意識を高めるため、国・県等から情報を収集するとともに、その提供を行います。また、図書館においては、男女共同参画コーナーにおける資料や図書の充実を図ります。	継続	人権・男女共同参画推進課 社会教育課 (生涯学習センター)

施策の方向2 男女平等を基本とした教育・学習機会の推進

学校教育では、発達段階に合わせた人権・男女平等教育を行い、性別に関係なく個性や能力を伸ばせる指導を行います。また、家庭や地域社会に向けた学習機会を提供し、男女共同参画意識を高めることで、次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支援します。

◆施策①学校等における人権・男女平等教育の推進

継続：継続・拡充して実施する事業
新規：新たに実施する事業
重点：重点的に実施する事業

番号	事業	推進区分	担当課等
6	人権を尊重する教育の充実 児童生徒や園児に対し、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性、性の多様性などについて教育の充実を図ります。また、教職員等が人権尊重と男女共同参画意識を高められるよう、講演会や研修会への教職員等の参加を推進します。	継続 重点	学校教育課 子育て支援課
7	性の尊重と健康を重視する教育の充実 児童生徒の発達段階に応じて、相互の性を尊重する教育の内容を充実します。	継続 重点	学校教育課
8	個性や能力を生かした進路指導の充実 性別によって、進路を固定的に考えたり将来への可能性を判断したりすることのないように、児童生徒一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力、態度を身に付けられるよう、個性を生かした進路指導の充実を図ります。	継続 重点	学校教育課

◆施策②家庭・地域等における学習機会の充実

継続：継続・拡充して実施する事業
新規：新たに実施する事業
重点：重点的に実施する事業

番号	事業	推進区分	担当課等
9	町民に対する男女共同参画の学習機会の提供 町民の生涯にわたる学習を支援するため、情報の提供に努めます。また、働く方や子育て中の男女が参加しやすいよう、日時・場所（オンライン講座等）を工夫します。 ・まなびっちゃすぎと塾 ・生涯学習に関する講座 ・町民大学・子ども大学等	継続（拡充） 重点	社会教育課 (生涯学習センター) 関係各課

施策の方向3 国際理解の推進

男女共同参画についての国際社会の取組への理解を深めるため、教育機会を設け、関連情報の収集・提供を幅広く行います。また、町内在住の外国人が孤立せず、安心して暮らせるよう、地域における交流活動や生活支援を強化していきます。

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

◆施策①国際化に対応した教育・多文化共生の推進

番号	事 業	推進区分	担当課等
10	国際社会の理解のための教育の推進 外国語教育における言語活動を通じて、児童生徒の国際社会におけるコミュニケーション能力を育成するとともに、国際的な潮流について、理解を深めます。	継続	学校教育課
11	国際社会の理解のための学習機会の提供 男女共同参画に関する国際的な動きを理解するための図書や各種情報を収集・提供します。	継続	社会教育課 (生涯学習センター)
12	国際理解と多文化共生の推進 町内に在住する外国人が地域コミュニティで円滑なコミュニケーションがとれるよう、交流活動を推進します。また、言葉や習慣の違いなど、日常生活の不便を解消するため、日本語教室を充実します。	継続	住民協働課

現状と課題

男女共同参画社会の実現には、仕事や家庭、社会のあらゆる場において、誰もが個性と能力を十分に発揮できる環境が不可欠です。固定的な性別役割分担による考え方は、男性を長時間労働に、女性を家事・育児・介護の担い手へと向かわせる一因となっています。意識調査を見ても、多くの人が夫婦の役割分担は「夫婦ともに仕事・家事・育児・介護を行う」ことを理想としながらも、「夫婦ともに仕事をし、家事・育児・介護は主に妻が行う」ことが実態となっています。同じく意識調査から、各種休暇制度の取得に抵抗を感じている人が多いと考えられます。*ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、取り分け男性の働き方や意識改革が重要となっています。そのほか、事業者や経営者等の意識啓発や、職場環境の改善にも取り組む必要があります。

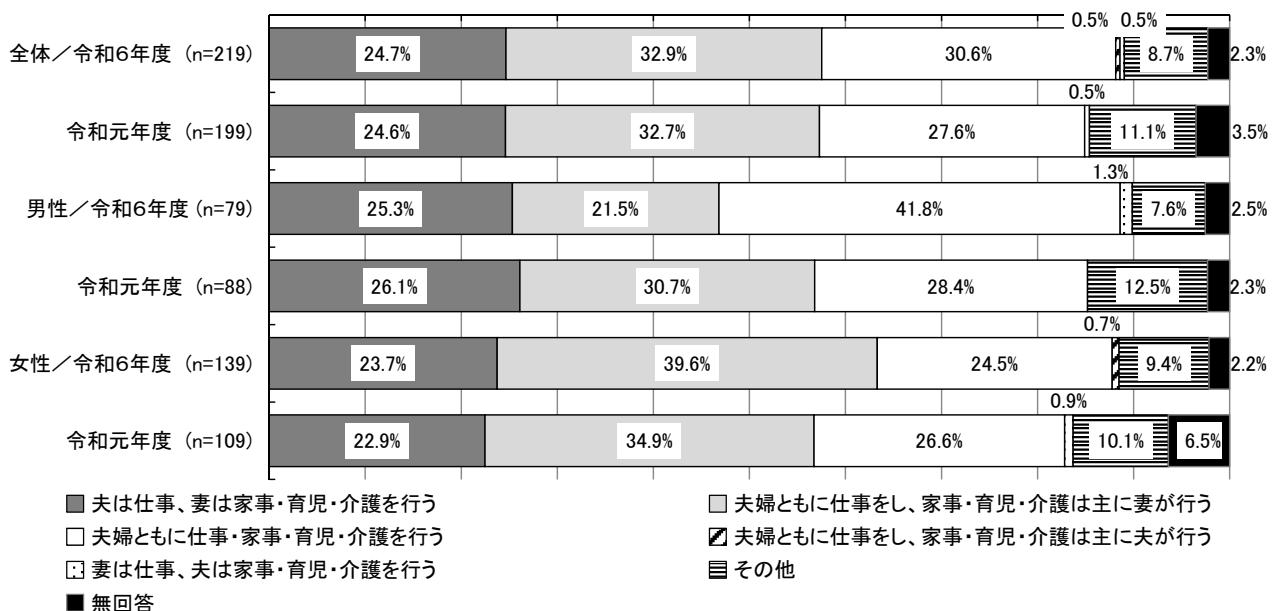
一方で、ここ数年、出産や育児を理由に正社員の職を離れる女性は減り、今後も女性正社員の割合は増えると予想されます。しかし、育児休業から復帰した人が、育児のために短時間勤務や時間的な制約のある働き方を選ぶケースが増えています。そのため、時間制約の有無にかかわらず、誰もが公平に評価・昇進できるような制度や、キャリアアップにつながる機会を提供することが重要になっています。

また、仕事と介護を両立する「ワーキングケアラー」は増加しており、今後も高齢化によってさらに増える見込みです。中には、幼い子どもの育児と家族の介護を同時に担う「ダブルケア」をする人もいます。こうした状況でも、依然として家事や育児、介護の負担が女性に偏っているのが現状です。

国は、2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう取組を進めてきました。指導的地位への女性の参画を拡大することは、男女が平等に活躍できる社会をつくり、社会全体の多様性と活力を高めるための重要な課題です。町の管理職に占める女性の割合は低くなっているため、女性の管理職への昇任意欲の向上を図り、女性の積極的な登用を推進し、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を進めていく必要があります。また、地域団体のリーダーや役員に女性を登用することで、意思決定の場に多様な視点が反映されることも重要です。女性の声を反映されやすくするために、地域の女性リーダーの登用や育成も重要です。ライフスタイルの変化や少子高齢化により、地域活動の担い手が不足しており、地域活動における男女共同参画が求められています。

女性の活躍は行政や地域活動だけでなく、経済分野においても重要となっています。近年、女性の起業家は増加傾向にあり、町でも女性起業家の発掘と支援を行っています。誰もが能力を発揮し、活躍できるまちづくりを行っていくことが必要です。

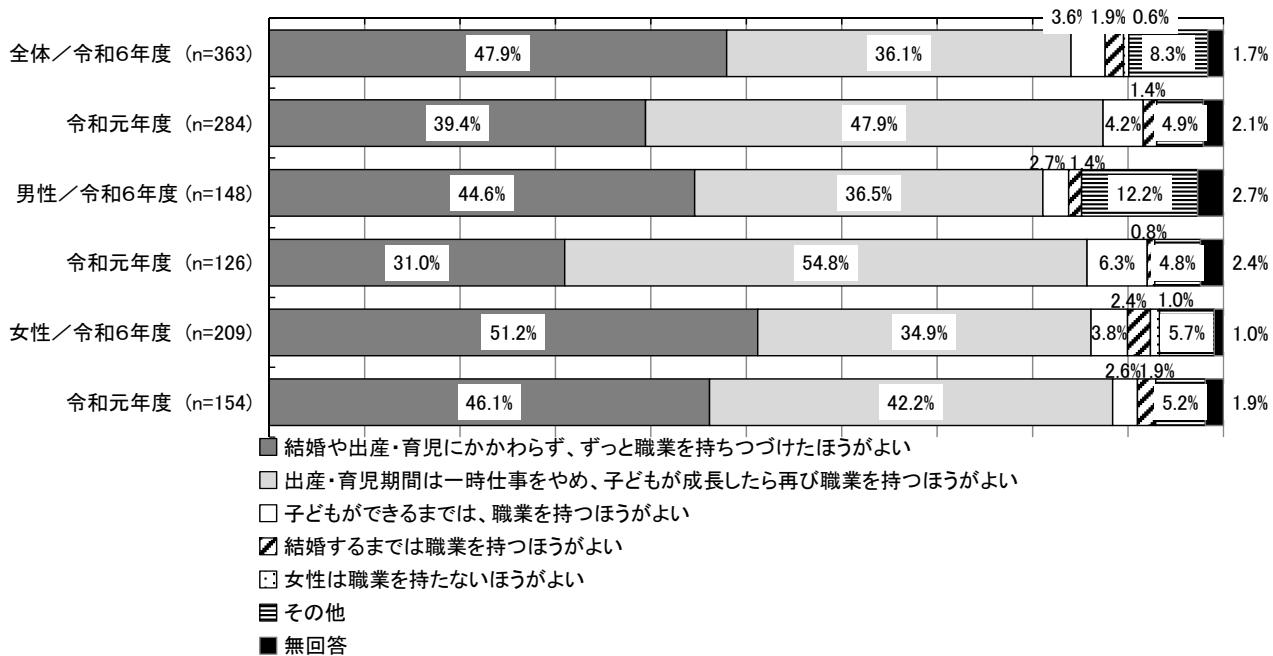
■実際の夫婦の役割分担（結婚している方からの回答）



資料：令和6年度（2024年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

「夫婦ともに仕事をし、家事・育児・介護は主に妻が行う」の割合が32.9%で最も高くなっています。令和元年度と比較すると、「夫婦ともに仕事をし、家事・育児・介護は主に妻が行う」は女性が増加していますが、男性では低下し「夫婦ともに仕事をし、家事・育児・介護を行う」が増加していることから、男女間で認識にギャップがあることが分かりました。

■女性が職業を持つことについて

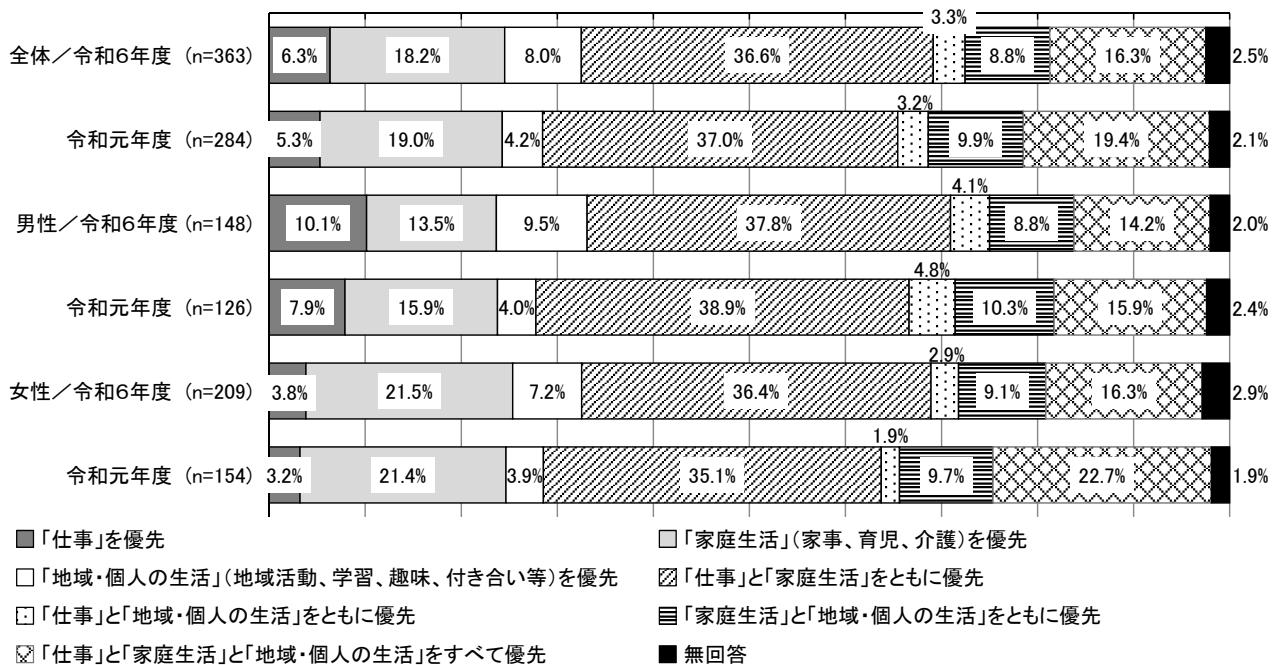


資料：令和6年度（2024年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

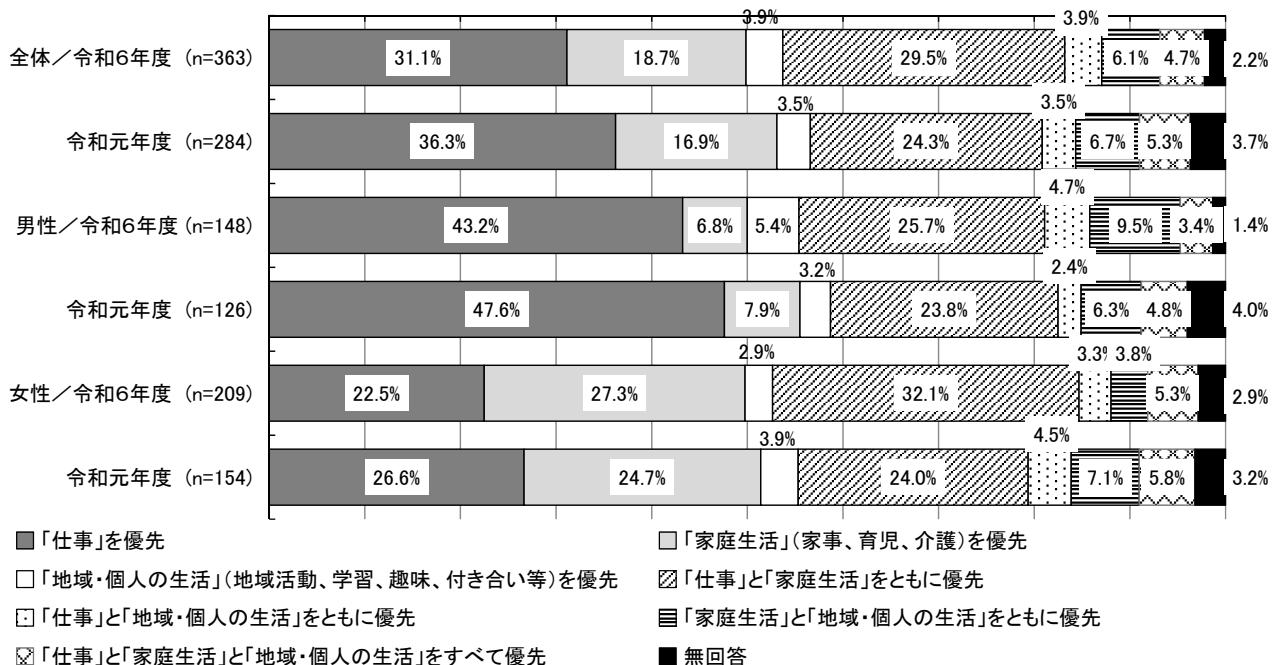
「結婚や出産・育児にかかわらず、ずっと職業を持ちつづけたほうがよい」は令和元年度調査結果から男女ともに増加しています。男性の「出産・育児期間は一時仕事をやめ、子どもが成長したら再び職業を持つほうがよい」は、令和元年度から大きく減少しており、男女の考え方には差がなくなっています。

■生活の中での優先順位

【理想】



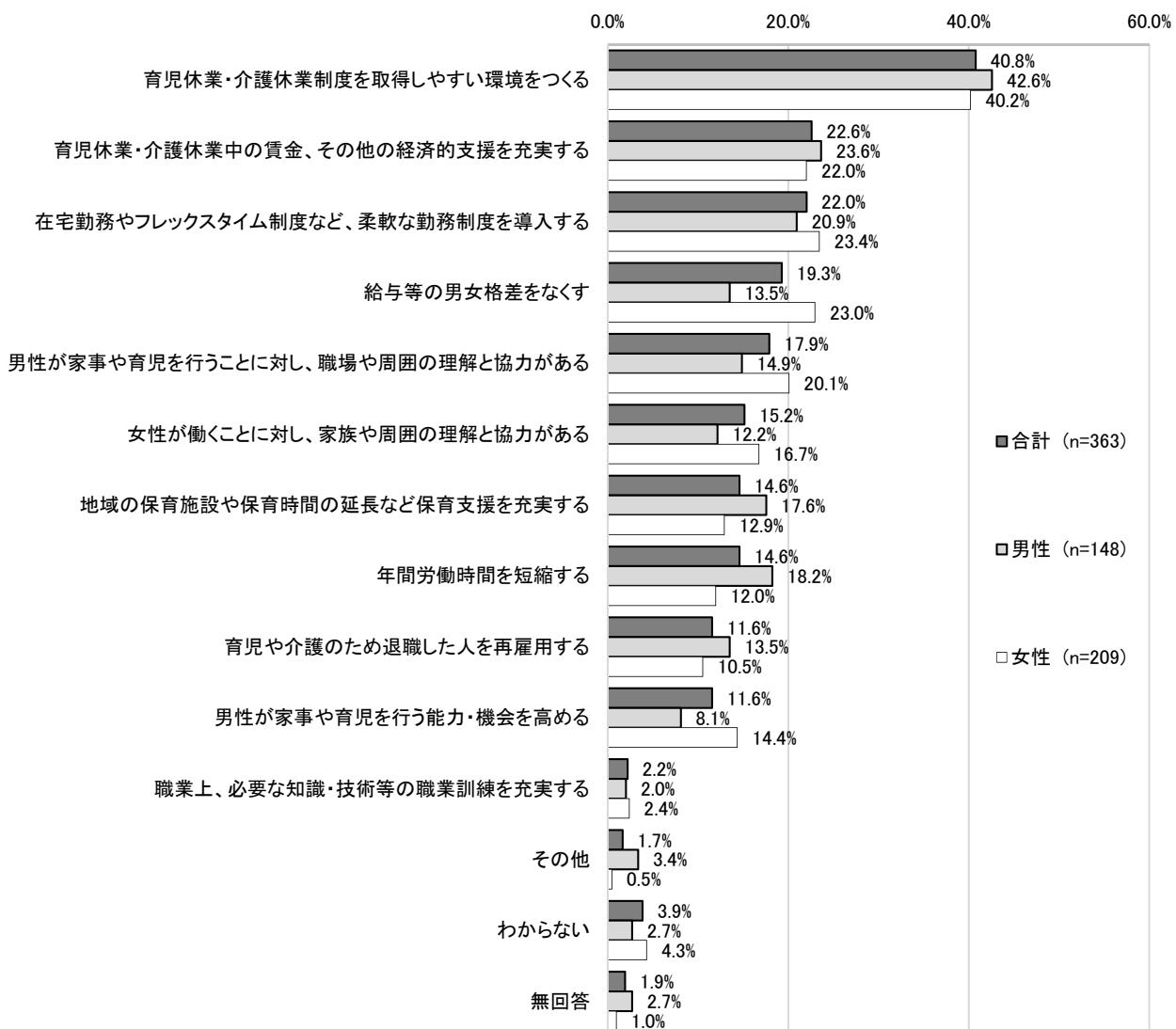
【現実】



資料：令和6年度（2024年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

【理想】については男女ともに「仕事と家庭生活をともに優先」が最も多い割合となっています。しかし【現実】では、男性は「仕事を優先」が43.2%と半数近くを占め、女性では「仕事を優先」と「家庭生活を優先」をあわせると49.8%となっており、「仕事」か「家庭生活」のどちらか一方を優先せざるを得ない状況であることがうかがえます。

■男女が仕事と家庭を両立していくための条件



資料：令和6年度（2024年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

「育児休業・介護休業制度を取得しやすい環境をつくる」が男女ともに求められています。次いで、「育児休業・介護休業中の賃金、その他経済的支援を充実する」、「在宅勤務やフレックスタイム制など、柔軟な勤務制度を導入する」ことなどが多くなっています。女性では「給与等の男女格差をなくす」が男性よりも1割近く高くなっていることから、平等になっていないと感じている人が多くいることがうかがえます。

数値目標 (再掲)

新規	指標項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
	実際の夫婦の役割分担 夫婦ともに仕事・家事・育児・介護を行ったと答えた割合（女性）	24.5% (住民意識調査)	30%
○	子育て支援の充実 ①子育て交流会パパと遊ぼうの参加人数	51人	75人
	②待機児童数 A) 保育園 B) 放課後児童クラブ	A) 0人 B) 0人	A) 0人 B) 0人
	ママパパ教室の充実 ママパパ教室における男性の参加率	40%	45%
	起業者への支援 新規女性創業件数	22件	32件
	政策・意思決定過程への女性の登用 ①審議会等委員への女性の登用率 ②女性人材リスト登録者数	32.1% 16人	40% 20人
○	働きやすい職場環境 ①男性職員の育児休暇取得率	① 50% (令和3～6年度平均取得率)	① 85%
○	②配偶者出産休暇と育児参加休暇の平均取得日数	② 2日	② 5日
	女性職員の管理職への積極的登用 役場の管理職に占める女性の割合	12.9%	22%

※年度によって取得人数に大きな差があるので、第5次プラン中（令和3～6年度）の実績の平均値となっています。

施策の方向1 仕事と家庭との両立支援

男性が今まで以上に家事・育児等に参画できるように、ワーク・ライフ・バランスについて、町内の事業所に対して関連法規の周知や情報発信を行い、職場における管理職や周囲の理解を促進し、働きやすい職場づくりを推進します。さらに、女性の負担を減らすため、子育て・介護支援の充実を図ります。

◆施策①ワーク・ライフ・バランスの推進

継続：継続・拡充して実施する事業
新規：新たに実施する事業
重点：重点的に実施する事業

番号	事業	推進区分	担当課等
13	男性の家事・育児等への参画促進 男女ともに仕事と生活の調和のとれた豊かな生き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方を推進するとともに、子育て支援施設等において、男性が参加できる家事・育児などに関する講座等の充実を図ります。 ・子育て交流会パパと遊ぼう、ママパパ教室の充実など	新規 重点	子育て支援課 健康支援課 関係各課
14	事業所等に対する啓発の推進 男女が対等なパートナーとして働く環境が整うよう、町内の事業所等に対して男女共同参画意識の啓発に努めます。 ・*セクシュアル・ハラスメント等の防止 ・*ポジティブ・アクションの推進	継続	産業振興課

継続：継続・拡充して実施する事業
新規：新たに実施する事業
重点：重点的に実施する事業

◆施策②子育て・介護支援の充実

番号	事業	推進区分	担当課等
15	子育て支援の充実 核家族化の進行等の社会状況の変化やニーズの多様化に対応できるよう、子育て支援の充実を図ります。 ・保育サービスの充実 ・こども家庭センターの運営・充実 ・子育て支援センターの運営・充実 ・こども誰でも通園制度の整備 ・放課後児童クラブの充実	継続（拡充） 重点	子育て支援課 健康支援課 教育総務課 (放課後児童クラブ)
16	在宅生活支援の充実と人材の確保と育成 在宅介護が継続していくよう、地域包括支援センターを中心に介護者への助言や必要なサービスについての情報提供を行います。また、介護人材確保のため、生活支援員の育成や、地域での支え合いを推進し、在宅介護の充実に努めます。	継続 重点	高齢介護課

施策の方向2 働く場における活躍機会拡大の促進

役場や町内事業者への情報提供と意識啓発を行い、働く場における男女間格差の解消に努めます。また、職場環境を改善することで、男性の育児休業取得や女性管理職の登用を促進し、性別にかかわらず活躍できる職場づくりを目指します。

起業する人材に対して支援を行うとともに、活躍する女性を広報紙などで情報発信し、さらなる女性の起業を啓発します。

継続：継続・拡充して実施する事業
新規：新たに実施する事業
重点：重点的に実施する事業

◆施策①女性の活躍推進とチャレンジ支援

番号	事業	推進区分	担当課等
17	商工団体女性部及び消費者団体への支援 商工会女性部・くらしの会など、商工団体及び消費者団体の女性の活動を支援します。	継続	産業振興課
18	女性農業者の育成と支援 「明日の農業担い手育成杉戸塾」の運営を通じ、新規就農希望者の自立経営を支援します。また、農業の技術向上、農産物の生産から加工・販売まで手掛ける6次産業化など、経営に参画する女性の取組を支援します。また、家族みんなが働きやすい就業環境にするため、「*家族経営協定」の締結を促進します。	継続 重点	産業振興課
19	起業者の発掘と支援 関係機関等と連携を図りながら、起業への意欲を持つ人、起業した人に対し、情報提供や起業支援を行います。	継続 重点	産業振興課
20	女性活躍の見える化の推進 農業、商工業に従事する女性の取組や活躍を、広報紙や町ホームページなどの媒体を通じ、若い世代などに向け、積極的に情報発信することで、女性起業者等の掘り起こしを行い、女性活躍の拡大を図ります。	継続 重点	産業振興課 人権・男女共同参画推進課

継続：継続・拡充して実施する事業
新規：新たに実施する事業
重点：重点的に実施する事業

◆施策②役場における職員の活躍推進

番号	事業	推進区分	担当課等
21	働きやすい職場環境の整備 男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法等の周知を行い、就業規則等への反映を呼びかけます。また、男性職員の育児休業等の各種制度の活用を推進するほか、柔軟な働き方を促します。	継続	総務課
22	女性職員の職域拡大と管理職への積極的登用 職員の採用・配置・育成にあたって、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない職域の拡大を促進します。また、女性職員の意識改革を積極的に進めるとともに管理監督者として活躍できる職場環境を整備します。	継続 重点	総務課
23	あらゆるハラスメント等の防止 庁内におけるセクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントを防止するため、職員研修の充実を図ります。	継続 重点	総務課

施策の方向3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

意思決定の場へ女性の視点を取り入れるために、候補となる人材リストを作成し、各種審議会等へ女性の積極的登用を促します。

また、女性が町政に対して意見提案をしやすい環境を整備し、多くの女性の声が町政に反映されるよう取り組みます。

継続：継続・拡充して実施する事業
新規：新たに実施する事業
重点：重点的に実施する事業

◆施策①審議会等委員への女性の登用促進

番号	事業	推進区分	担当課等
24	審議会等委員への女性の登用 各種審議会等委員への女性の登用を促進し、令和12年度（2030年度）までに女性委員の割合を40%以上とするよう努めます。また、すべての審議会等に女性委員が登用されるよう、委員の選出方法等について検討します。	継続 重点	総合政策課 関係各課
25	女性人材リストの充実及び活用 女性委員の候補となる人材を発掘し、女性人材リストへの新規登録を促します。また、登録者に向けて講座等の情報提供を行いながら、女性人材リストが積極的かつ有効に活用されるよう努めます。	継続（拡充）	人権・男女共同参画推進課 関係各課

継続：継続・拡充して実施する事業
新規：新たに実施する事業
重点：重点的に実施する事業

◆施策②町政への女性の意見の反映

番号	事業	推進区分	担当課等
26	意見提案を気軽に出来る環境づくり 町長への手紙やインターネットをはじめとする様々な方式で、多くの女性が町政に対して意見提案しやすい環境づくりを進めます。 ・町長への手紙 ・パブリックコメントの実施	継続	秘書広報課 関係各課
(22)	女性職員の職域拡大と管理職への積極的登用（再掲） 職員の採用・配置・育成にあたって、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない職域の拡大を促進します。また、女性職員の意識改革を積極的に進めるとともに管理監督者として活躍できる職場環境を整備します。	継続 重点	総務課

施策の方向4 地域社会における男女共同参画の推進

すべての市民があらゆる地域活動に主体的に参加・貢献できるように、情報提供や、団体への支援を進めます。

また、市民参画と地域協働のまちづくりを進めるために、固定的な性別役割分担意識の解消を目指し、行政区や自治会活動等において男女の視点が反映されるよう、女性リーダーの育成を推進します。

継続：継続・拡充して実施する事業
新規：新たに実施する事業
重点：重点的に実施する事業

◆施策①地域活動における男女共同参画の推進

番号	事業	推進区分	担当課等
27	行政区や自治会活動等における女性リーダーの育成・登用の促進 行政区長等を通じ、自治組織への加入を促進するとともに、女性リーダーの育成・登用を図るための意識啓発、働きかけを積極的に推進します。	継続	住民協働課
28	高齢者の地域活動の充実 仲間づくり、生きがいづくりのための活動を拡充し、スポーツ・趣味の活動や就労促進を通じた高齢者の社会参画を支援します。	継続	高齢介護課
29	多様なコミュニティ活動の推進 ボランティア活動やNPO活動、地域交流活動など、市民を中心とする多様な活動の育成・援助を行い、地域社会の活性化と市民の社会参画を支援します。また、多様なコミュニティ活動に関する情報や活動の場を提供します。	継続	住民協働課 福祉課 (社会福祉協議会)
30	文化・スポーツ活動の推進 公民館活動や文化祭等、各種スポーツイベント・教室等の開催を通じ、心身の健康の増進を図るとともに、性別に関わらず誰もが参加できる文化活動及びスポーツ活動の普及に努めます。	継続	社会教育課

現状と課題

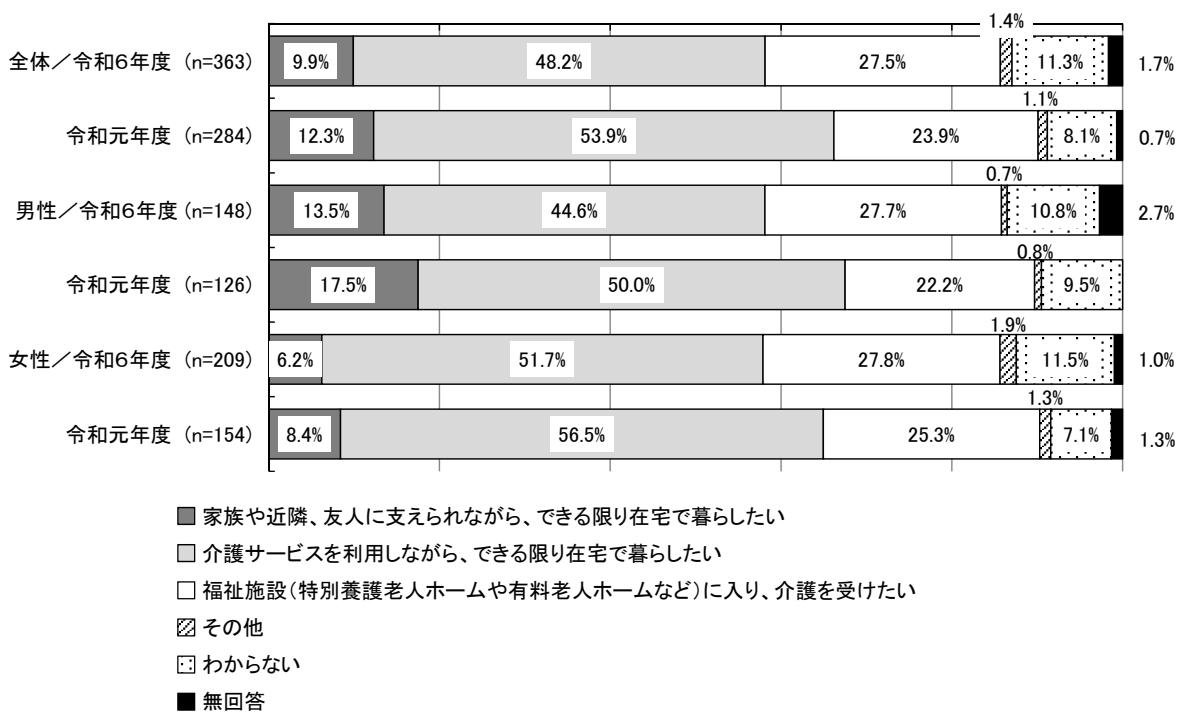
日本社会は少子高齢化がさらに進行し、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年問題に直面しています。これに伴い、医療・介護・労働力不足といった問題がより一層深刻化しており、介護の現場では、80代の親が50代の子どもの生活を支える*「8050問題」や、子どもや若者が家族の世話を担う*「ヤングケアラー」の増加が顕著です。誰もが地域で孤立することなく、健康寿命を延ばし、希望を持って暮らせる社会を実現するための支援が求められています。

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害、家庭関係の破綻など複雑化、多様化、複合化しています。こうした複合的な問題を抱える女性を支援するため、令和6年に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は、従来の法律に代わり、困難な問題を抱える女性が自立できるよう、国・県・町・民間団体が連携し、支援するものです。これにより、各自治体の女性支援センターなどを通じて、相談支援や一時的な居場所の提供、経済的・就労支援、子育て支援などが一体的に行われ、女性の尊厳を尊重し、本人の意思に基づく自立を促すことが目指されています。

また、男性と女性は、それぞれ異なる健康上の課題を抱え、その課題が顕在化する時期も異なります。真の意味で男女共同参画社会を築くには、お互いが自身の、そして相手の身体の特性や健康課題について正しく理解することが不可欠です。その上で、それぞれの特性に合わせた健康サポートを充実させていく必要があります。

また、大規模災害の発生は、とりわけ、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが懸念されます。近年、大規模な自然災害が頻発し、避難所等において女性のニーズに配慮した対応が十分ではなく、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組に課題が残っています。このため、災害対応において男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める必要があります。

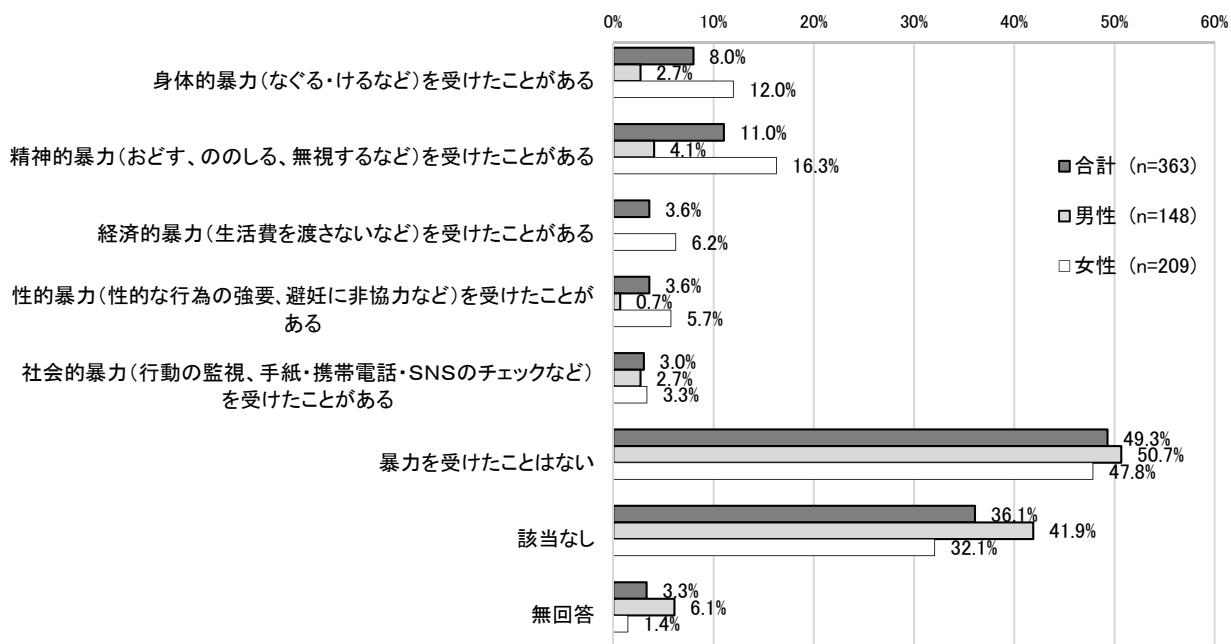
■介護についての希望



資料：令和6年度（2024年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

全体では「介護サービスを利用しながら、できる限り在宅で暮らしたい」が48.2%で最も多くなっています。男性と比較すると、女性では「家族や近隣、友人に支えられながら、できる限り在宅で暮らしたい」が低くなっていることから、家族などに負担をかけたくないという希望がうかがえます。

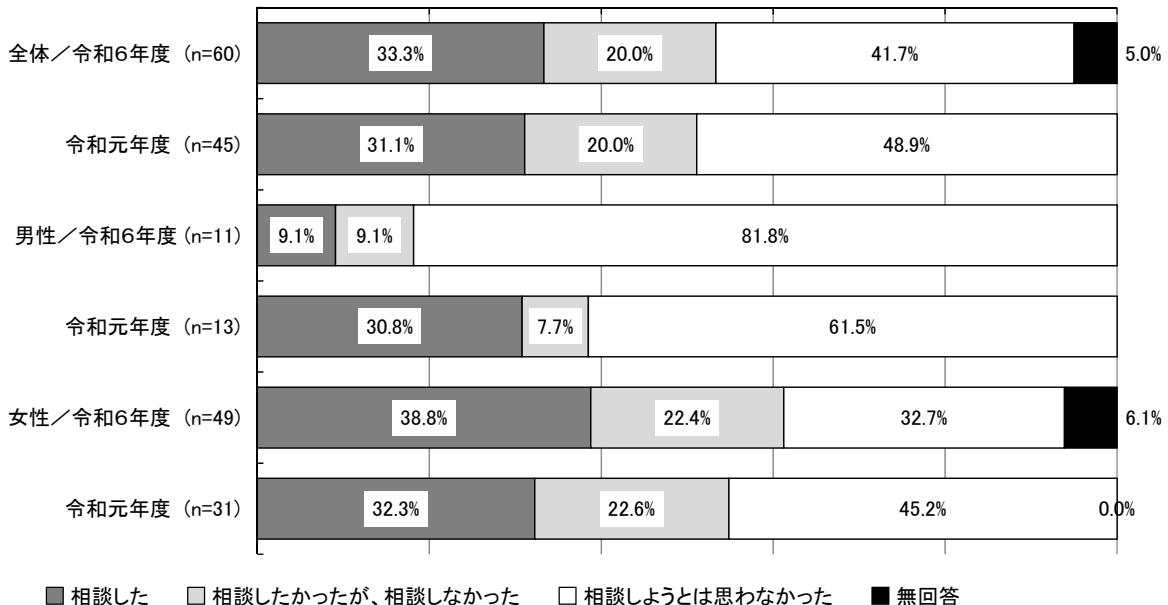
■受けた暴力の種類



資料：令和6年度（2024年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

「精神的暴力」、「身体的暴力」を受けたことのある女性は1割を超えています。また、どの項目でも女性のほうが男性よりも被害経験が多くなっています。

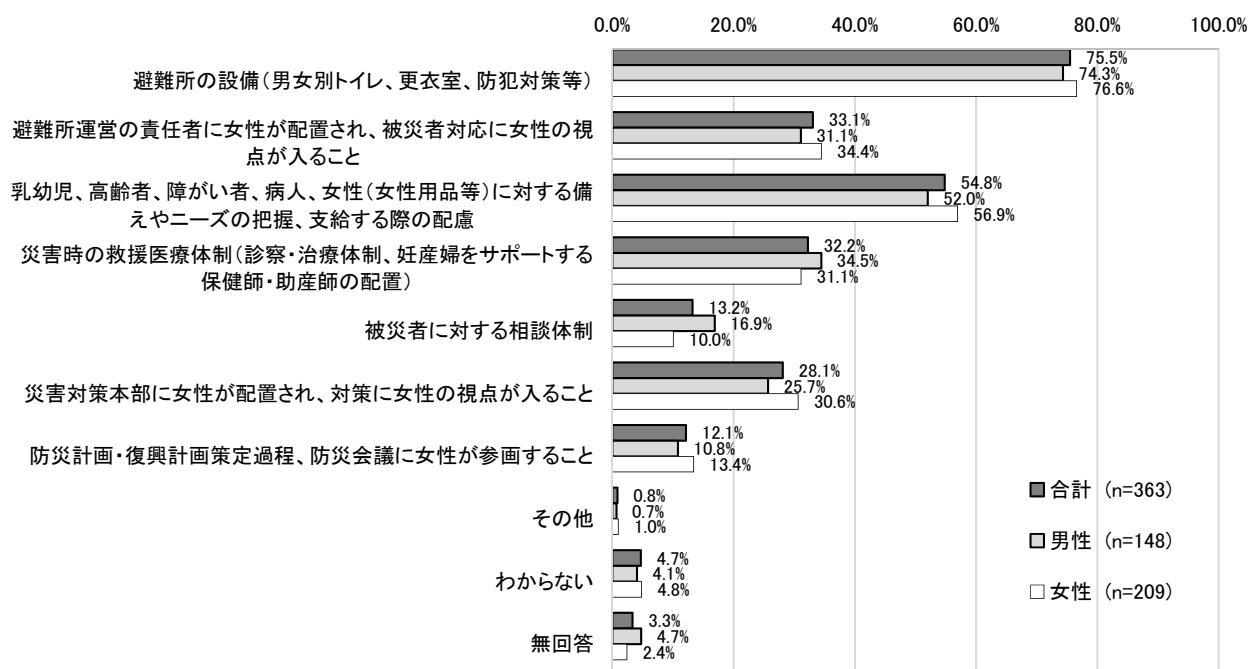
■DVについての相談状況



資料：令和6年度（2024年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

「相談しようとは思わなかった」が約4割、「相談したかったが、相談しなかった」が2割、「相談した」は約3割と、実際に相談した人は少ない状況です。

■防災・災害復興対策で性別の配慮が必要だと思う取組



資料：令和6年度（2024年度）杉戸町男女共同参画に関する住民意識調査

「避難所の設備（男女別トイレ、更衣室、防犯対策等）」、「乳幼児、高齢者、障がい者、病人、女性（女性用品等）に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」が特に求められています。

数値目標 (再掲)

新規	指標項目	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
○	女性に対する暴力防止 ①「女性相談窓口」を知っていると回答した割合（女性）	① 35% (住民意識調査)	① 50%
	②DVの防止研修・啓発講座等受講者の理解度	② 84%	② 90%
	検診の充実 ①乳がん検診の受診率 ②子宮頸がん検診の受診率	① 16% ② 18.4%	① 20% ② 20%
	自主防災組織への女性の参画の促進 女性防災士の人数	2人	5人



～すげと男女共同参画情報紙～「しごとのこころ」

P. 36 基本目標Ⅱ 事業番号 20 「女性活躍の見える化の推進」の取組

施策の方向1 誰もが安心して暮らせる環境の整備

少子高齢化の進展により、要介護者の増加と介護の担い手不足に対応するため、地域での支え合いを促し、介護サービスを充実させることで、高齢者の生活を支えます。

また、障がいのある人については、社会参加や交流の機会を増やし、必要な支援や環境を整備することで、地域での自立した生活を支援します。

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

◆施策①高齢者・障がい者（児）・外国人等への支援の推進

番号	事業	推進区分	担当課等
31	高齢者福祉施策の充実 高齢者が心身ともに生き生きと充実した生活が送れるよう、高齢者の活動を支援します。 ・在宅生活支援の充実 ・介護予防の充実 ・すげと高齢者よろず電話相談	継続（拡充）	高齢介護課
(28)	高齢者の地域活動の充実（再掲） 仲間づくり、生きがいづくりのための活動を拡充し、スポーツ・趣味の活動や就労促進を通じた高齢者の社会参画を支援します。	継続	高齢介護課
32	障がい者（児）福祉施策の充実 障がい者（児）の社会参加や交流を促進する事業を実施します。また、障がい者（児）の高齢化・重度化や「親亡き後」の生活の安心を見据えて、地域全体で支える仕組みを構築する地域生活支援拠点の着実な運営を図ります。また、全ての人を使いやすい*ユニバーサルデザインの考え方に対する理解を進め、町内公共施設等への導入を促進します。	継続	福祉課 (社会福祉協議会)
(12)	国際理解と多文化共生の推進（再掲） 町内に在住する外国人が地域コミュニティで円滑なコミュニケーションがとれるよう、交流活動を推進します。また、言葉や習慣の違いなど、日常生活の不便を解消するため、日本語教室を充実します。	継続	住民協働課

施策の方向2 様々な困難を抱える方への支援

ひとり親家庭では、生活に困窮するケースが多くあります。世代を超えた貧困の連鎖を回避するためにも、経済的支援や、福祉支援等の施策を推進します。

あらゆる暴力を許さない町づくりを推進し、暴力防止のため講座の開催や若年層に対しても研修を行います。また、関係機関と連携し、被害者の支援を行います。

◆施策①生活上の困難を抱える方への支援

継続：継続・拡充して実施する事業
新規：新たに実施する事業
重点：重点的に実施する事業

番号	事業	推進区分	担当課等
33	ひとり親家庭等への支援の充実 母子家庭、父子家庭、養育者家庭に対し、児童扶養手当制度、ひとり親家庭等医療費支給制度について周知します。	継続	子育て支援課
34	福祉資金の貸付等の充実 支援が必要な世帯に対し生活相談・支援を行いつつ、安心した生活が送れるように各種福祉資金の貸付を行います。	継続	福祉課 (社会福祉協議会)

◆施策②配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

継続：継続・拡充して実施する事業
新規：新たに実施する事業
重点：重点的に実施する事業

番号	事業	推進区分	担当課等
35	暴力防止に対する理解促進 暴力は重大な人権侵害であるとの認識のもと、DVをはじめ児童や高齢者への虐待など、あらゆる暴力の予防と根絶に向けて、広く市民に対する意識啓発を行います。 ・デートDV防止研修の充実 ・二次的被害の防止研修・講座等	継続 重点	人権・男女共同参画推進課
(23)	あらゆるハラスメント等の防止（再掲） 庁内におけるセクシュアル・ハラスメントをはじめとするあらゆるハラスメントを防止するため、職員研修の充実を図ります。	継続 重点	総務課
36	関係機関との協働と連携強化 DV被害者の保護と自立への支援のため、庁内関係各課をはじめ関係機関との連携を図り、支援体制を充実します。 ・DV被害者支援ネットワーク会議	継続 重点	人権・男女共同参画推進課

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

◆施策③相談機能の充実

番号	事業	推進区分	担当課等
37	女性相談窓口の充実 配偶者等からの暴力をはじめ、女性の悩み全般について相談できる窓口を充実させ、町ホームページやチラシ等を活用した広報の充実を図ります。	継続 重点	人権・男女共同 参画推進課

施策の方向3 生涯を通じた健康支援

男女それぞれの性や身体的特性に関する正しい知識の普及に努めます。

ライフステージごとの健康課題に合わせた支援を実施し、生涯を通じた男女の健康支援を充実させます。

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

◆施策①生涯にわたる健康づくりへの支援

番号	事業	推進区分	担当課等
38	各種健康診査等の充実 疾病の早期発見及び早期治療を目指し、各種健康診査等の充実に努めます。また、個々に合わせた保健指導を行い、健康に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、メタボリックシンドロームや生活習慣病の予防及び改善に努めます。 ・特定健康診査 ・がん検診	継続 重点	町民課 健康支援課
39	女性特有の病気に対する検診の充実 女性特有のがん検診（乳がん・子宮頸がん）や、骨粗しょう症検診の充実に努めます。	継続 重点	健康支援課
40	ライフステージに応じた健康教育の充実 ライフステージに応じた健康教育や、男女の特性に応じた健康支援を実施し、生涯を通じた健康づくりを支援します。	継続	健康支援課
41	健康相談の充実 健康に関する相談に個別で対応するとともに、より健康的な生活を送れるよう、必要な指導や助言を行います。	継続 重点	健康支援課

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

◆施策②性と生殖に関する理解促進と健康支援

番号	事業	推進区分	担当課等
42	母子保健事業の充実 妊娠や胎児の健康管理を図るため、妊婦健康診査を実施します。健やかな妊娠や出産のために、保健指導の充実を図り、健康管理をサポートします。また、妊娠・出産・育児についての健康教育や体験学習を行うとともに、家族計画に関する正しい知識の提供を行います。 ・母子健康手帳交付時の保健指導 ・妊婦健康診査 ・ママパパ教室	継続	健康支援課
43	不妊治療等に対する支援 不妊治療・不妊検査、不育症検査を実施した夫婦に対して、費用の一部を助成します。	継続	健康支援課

施策の方向4 男女共同参画の視点による防災対応力の強化

避難所運営や自主防災組織への女性の参画など、男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実を図ります。

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

◆施策①防災における女性活躍の推進

番号	事業	推進区分	担当課等
44	女性消防団員活動の活性化 男女共同参画の視点に立った啓発活動や防災訓練を行うなど、女性消防団員活動の活性化を図ります。	継続	危機管理課
45	自主防災組織への女性の参画の促進 地域の自主防災組織の活動において、女性の視点を取り入れ、男女が共同して取り組む体制を充実させるため、女性防災士の養成や女性の参画促進を図ります。	継続 重点	危機管理課

継続：継続・拡充して実施する事業

新規：新たに実施する事業

重点：重点的に実施する事業

◆施策②女性の視点を生かした防災・復興体制の整備

番号	事業	推進区分	担当課等
46	女性視点の避難所運営の推進 災害発生時に男女共同参画の視点に立った避難所運営が可能となるように、女性の視点やニーズを取り入れるとともに、災害時に備えるための訓練等の充実を図ります。	継続 重点	危機管理課

第5章 計画の推進

(1) 庁内推進体制の充実

計画を総合的かつ効果的に遂行するため、男女共同参画推進会議において、各事業の進行管理を行い、施策の推進を図ります。

- ・全庁的な計画の推進

この計画の基本理念を生かし、男女共同参画が実現できるよう関係各課と連携を図り、全庁的に計画を推進します。

- ・事業の進捗状況の管理

毎年度、計画に基づく事業の進捗状況を調査し、その結果を全庁で共有します。また、計画の目標達成に向け、取組の達成状況の評価を行い、事業を継続的に改善あるいは充実させる手法であるP D C Aサイクルを活用しながら、効果的・効率的に事業を推進します。

(2) 町民・事業者等との協働による計画の推進

男女共同参画社会の形成は基本的人権の尊重にかかわる問題であり、町民全体の課題であることから、町民及び事業者と行政との協働による計画の推進が必要です。したがって、行政との連携を図りながら主体的に男女共同参画の推進に取り組む町民及び事業者等を支援します。

- ・町民との協働

啓発のための情報紙の発行を行うため、行政と連携を図りながら主体的に活動に取り組む「すぎと男女共同参画推進町民スタッフ」の活動を支援します。

- ・計画策定・見直しにおける町民との協働

計画の策定・見直しにおいては、幅広く町民の意見を聴き、プランに反映させるため、「杉戸町男女共同参画社会づくり懇話会」を設置します。

(3) 国・県など関係機関との連携・協力

男女共同参画社会の形成に向けた取組を行っていくうえで、国や県、近隣市町との連携・協力は不可欠です。国や県、近隣市町との連携をさらに深め、情報交換等を進めていくことにより、杉戸町の男女共同参画の一層の推進を図ります。

- ・他団体主催研修会等への参加

国・県や近隣市町が主催する研修会、フォーラムなどに積極的に参加します。

- ・国・県等への要望

法制度の更なる充実や計画推進のために必要な支援などを要望していきます。

資料編

7 用語の解説

<あ行>

◆エンパワーメント

[P.3]

力をつけることをいいます。この場合には、女性の可能性を十分に開花させ、多様な選択を可能にすることをいいます。

<か行>

◆家族経営協定

[P.36]

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲を持って取り組めるようにするためにには、経営における家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要です。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯における家族相互間のルールを文書にして取り決めたものです。

◆固定的な性別役割分担意識

[P.2、P.11、P.12、P.21、P.24-27、P.38]

一般的に「男は仕事、女は家庭」というように、男性と女性ははじめからその役割が異なり、それれにあった生き方があらかじめ決まっているという考え方をいいます。

◆合計特殊出生率

[P.9]

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

<さ行>

◆ジェンダー

[P.3、P.37、P.38]

本来の生物学的性別（セックス）ではなく、「女らしさ、男らしさ」というように、社会的・文化的に女（男）はこうあるべきものとされた性差のことをいいます。

◆持続可能な開発のための2030アジェンダ/持続可能な開発目標

[P.3]

平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）の後継として平成27年（2015年）9月に国連で採択された、2016年から2030年までの国際目標です。

MDGsの残された課題や新たに顕在化した課題に対応するように、新たに17のゴール、169のターゲットからなる持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）が設けられており、ゴール5ではジェンダー平等の達成とすべての女性及び女児のエンパワーメントが掲げられています。

◆性自認

[P.2、P.4、P.24、P.27]

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念のことをいいます。

◆性的指向

[P.2、P.4、P.24、P.27]

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念のことをいいます。

◆セクシュアル・ハラスメント

[P.35、P.37、P.44]

主に職場や学校等において行われる「性的嫌がらせ」のことをいいます。相手の意思に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって、仕事をしたり、学校生活を送る上で、一定の不利益を与えた（対価型）、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させる（環境型）ことをいいます。

<た行>

◆ドメスティック・バイオレンス (DV)

[P. 2、P. 16、P. 22、P. 42、P. 44]

夫や恋人など親密な関係にある、又はあったパートナーから受ける暴力のことをいいます。多くの場合、女性が被害者となっています。暴力は、身体に対する暴力だけでなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力など様々な形で存在します。

<は行>

◆ポジティブ・アクション

[P. 35]

長い間の性差別や不平等などが積み重なり、単に差別を禁止しただけでは実質的な男女平等の達成が難しいことから、積極的な是正措置あるいは優遇施策をとることをいいます。

<ま行>

◆見える化

[P. 14、P. 36]

関連する情報やデータを公開することにより、各主体の気付きを促し、問題意識を高め、自ら改善する努力を促進する取組のことをいいます。

<や行>

◆ヤングケアラー

[P. 39]

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことです。

◆ユニバーサルデザイン

[P. 43]

文化・言語・国籍の違いや、年齢や性別の違い、障がいの有無にかかわりなく、だれもが使いやすいと感じるデザインのことをいいます。

<ら行>

◆リベンジポルノ

[P. 2]

元交際相手の性的な写真等を撮影対象者の同意なくインターネット上に公開することなどをいいます。

◆労働力率

[P. 10]

15歳以上人口に占める労働力人口の割合です。労働力人口は、就業者数と完全失業者数を合わせたものです。

<わ行>

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

[P. 19、P. 30、P. 35]

「仕事」と子育てや地域活動など「仕事以外の活動」を組み合わせ、バランスのとれた働き方を選択できるようにすることをいいます。やりがいのある仕事と充実した私生活の健康的なバランスをとり、個人の能力を最大限発揮できるようにすることで、生産性・業績を上げる効果があるといわれています。

<英数字>

◆L字カーブ

[P. 2]

日本の女性の年齢階層別正規雇用率が20代後半をピークに、その後は右肩下がりに低下していく現象を指します。正規雇用比率のグラフが、アルファベットの「L」を時計回りに90度ほど寝かせた形に見えることから命名されました。

◆M字カーブ

[P.2、P.10]

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットの「M」のような形になることをいいます。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためです。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられません。

◆SOGI

[P.2]

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をとった言葉で、性的指向（好きになる性）と性自認（心の性）を指します。これは性的マイノリティに限らず、すべての人に当てはまる概念です。

◆8050問題

[P.39]

80代の親が50代の子どもの生活を支えるために経済的にも精神的にも強い負担を請け負うという社会問題のことをいいます。